

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年9月7日（平成28年（行情）諮問第563号）

答申日：平成29年4月13日（平成29年度（行情）答申第4号）

事件名：「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『平成26年度以降に係る防衛計画の大綱』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。 * 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる32文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月29日付け情報公開第01463号により外務省（以下「外務省」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（3）他にも文書が存在するものと思われる。

「外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事

務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」（外務省行政文書管理規則 9 条）文書が更に存在するものと思われる。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、審査請求人が平成 27 年 12 月 17 日付けで行った開示請求「『平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望」に対し、法 11 条に基づく特例延長を行い、相当の部分の開示決定として、別紙の 1 に掲げる 4 文書（以下「先行開示文書」という。）を特定し、全て開示とする決定を行い（平成 28 年 2 月 16 日付け情報公開第 00337 号）、最終決定として、別紙の 2 に掲げる 32 文書を特定し、26 文書を開示、2 文書を部分開示、4 文書を不開示とする原処分を行った（平成 28 年 7 月 29 日付け情報公開第 01463 号）。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分に係る別紙の 2 に掲げる 32 文書である。

3 不開示とした部分について

- (1) 文書 11 及び文書 13 については、国家安全保障会議の具体的議題に関する情報であり、公にすることにより、安全保障に関する我が国の関心が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当することから不開示とした。
- (2) 文書 7 及び文書 34 ないし文書 36 については、安全保障に関する我が国政府機関の審議・検討に関する情報及び資料であり、公にすることにより、政府部内の未成熟な検討内容が明らかになり、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、政府部内における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ、国民の間に不当に混乱を生じさせるおそれ、又は将来予定されている同種の審議に係る意思決定及び会議の運営等に支障が生じるおそれがあるため、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号に該当することから不開示とした。
- (3) なお、上記 (1) 及び (2) の処分については、すでに同一文書に対して内閣官房国家安全保障局長が行った処分に対する審査請求がなされた際に、情報公開・個人情報保護審査会から交付された平成 28 年度（行情）答申第 160 号（以下「別件答申」という。）によって妥当であるとの判断が示されている。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分に対し、①不開示処分の対象部分の特定及び②一部に対する不開示決定の取消しを求め、さらには③他にも文書が存在す

るものと思われる」と主張している。

しかしながら、外務省は、上記3のとおり、本件対象文書を精査した上で、法5条各号に該当する部分について、具体的な不開示理由を示して不開示としており、審査請求人の主張には理由がない。また、外務省は、審査請求人が請求した内容に合致する行政文書を十分に検討した上で本件対象文書を特定しており、文書の特定に漏れはなく、同請求人の主張は当たらない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成28年9月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月27日 | 審議 |
| ④ | 平成29年3月3日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年4月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる32文書である。

審査請求人は、原処分の取消し及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定しその一部が法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（本件請求文書）の開示を求めるものである。

「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「現大綱」という。）は、「平成25年度の防衛力整備等について（平成25年1月25日安全保障会議決定・閣議決定）」（以下「防衛力整備等」という。）において、当時の「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「前大綱」という。）を見直すこととされたことを受けて、国家安全保障会議、その前身である安全保障会議及び関係閣僚会合（国家安全保障会議の設置以前に前大綱の見直し等の今後の進め方等につ

いて、総理，副総理，官房長官，外務大臣及び防衛大臣の関係閣僚により意見交換を行ったもの）において議論され，国家安全保障会議設置法（以下「設置法」という。）2条2項に基づき，諮問及び答申が行われ，平成25年12月17日に閣議決定されたものである。

イ 本件開示請求を受け，先行開示文書として，現大綱（文書1）及びその概要（文書2）並びに現大綱及びその概要の英訳（文書3及び文書4）を開示した。その上で，先行開示文書に加え，①防衛力整備等の閣議決定に関する文書，②現大綱が議論された国家安全保障会議，安全保障会議及び関係閣僚会議に関する文書，③与党・安全保障に関するPT会議等現大綱に関する与党への説明プロセスに関する文書のうち行政文書ファイルにつづられた文書が本件請求文書に該当すると解し，①の文書として文書5，②の文書として文書6ないし文書20及び文書34ないし文書36，③の文書として文書21ないし文書33を特定した。

ウ 本件審査請求を受け，改めて担当課の書庫及び書架を探索したが，先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は見つからなかった。

エ なお，審査請求人は，審査請求書において現大綱の意思決定の過程に係る文書が存在するはずであると主張するが，上記アのとおり，現大綱は国家安全保障会議，その前身である安全保障会議及び関係閣僚会合において議論され決定されたものであるので，現大綱の意思決定の過程に係る文書は既に特定されている。

(2) 諮問庁から先行開示文書及び本件対象文書の提示を受けて確認したところ，その内容は諮問庁の上記説明(1)のとおりであり，先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記説明が不自然，不合理とはいえず，他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，外務省において，先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 文書11及び文書13について

文書11及び文書13の不開示部分には，国家安全保障会議における具体的な議題が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，我が国の安全保障に関する情報関心等が推察され，国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき，相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(2) 文書7及び文書34ないし文書36について

文書7及び文書34ないし文書36は、現大綱策定のための審議に関連して安全保障会議及び関係閣僚会議において用いられた資料であり、現大綱の策定に向けた論点や考慮すべき要素等が記載されている。

当該文書については、その枚数も含め、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、政府部内の当該問題に関する考え方について無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号、6号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

1 先行開示文書

- 文書 1 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について
- 文書 2 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱（概要）
- 文書 3 NATIONAL DEFENSE PROGRAM GUIDELINES for FY 2014 and beyond
- 文書 4 NATIONAL DEFENSE PROGRAM GUIDELINES for FY 2014 and beyond
(SUMMARY)

2 本件対象文書

- 文書 5 平成25年度の防衛力整備等について
- 文書 6 第220回安全保障会議（25.11.19）開催通知
- 文書 7 第220回（25.11.19）安全保障会議資料
- 文書 8 第220回（25.11.19）安全保障会議応答要領
- 文書 9 第221回安全保障会議（25.11.26）開催通知
- 文書10 第221回安全保障会議（25.11.26）応答要領
- 文書11 国家安全保障会議（25.12.4）開催通知
- 文書12 国家安全保障会議（25.12.4）応答要領
- 文書13 国家安全保障会議（25.12.10）開催通知
- 文書14 国家安全保障会議（25.12.10）応答要領
- 文書15 国家安全保障会議（25.12.17）開催通知
- 文書16 国家安全保障会議（25.12.17）資料：
平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について
- 文書17 国家安全保障会議（25.12.17）資料：内閣官房長官談話
- 文書18 国家安全保障会議（25.12.17）応答要領
- 文書19 国家安全保障会議（25.12.17）参考資料：
国家安全保障戦略（案），新防衛大綱（案）
- 文書20 国家安全保障会議（25.12.17）参考資料：
自衛隊の体制と防衛力整備
- 文書21 与党・安全保障に関するPT第1回（25.11.22）次第
- 文書22 与党・安全保障に関するPT第1回（25.11.22）名簿
- 文書23 安全保障と防衛力に関する懇談会について
- 文書24 与党・安全保障に関するPT第1回（25.11.22）資料
- 文書25 自衛隊の体制整備の方向性 防衛省 平成25年11月
- 文書26 与党・安全保障に関するPT 今後の日程(案)
- 文書27 与党・安全保障に関するPT第2回（25.11.27）
国家安全保障戦略について（盛り込むべき主な要素）
- 文書28 与党・安全保障に関するPT（25.11.27）

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(盛り込むべき要素)

- 文書29 与党・安全保障に関するPT第3回(25.12.3) :
22大綱と新防衛大綱の防衛構想について(案)平成25年12月
- 文書30 与党・安全保障に関するPT第5回(25.12.10) :
国家安全保障戦略(案), 新防衛大綱(案)
- 文書31 与党・安全保障に関するPT第6回(25.12.11) :
統合機動防衛力についての考え方と記述案
- 文書32 政策責任者会議(25.12.13) : 国家安全保障戦略(概要)(案)
- 文書33 政策責任者会議(25.12.13) :
平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(概要)(案)
- 文書34 関係閣僚会合資料1
- 文書35 関係閣僚会合資料2
- 文書36 関係閣僚会合資料3